

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市三国町	坂井北部丘陵地地区	平成25年1月10日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	275.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	211.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.1ha
(備考) ④の中心経営体数11経営体	

2 対象地区の課題

農業就業人口は過去30年で約6割減少しているなか、65歳以上の割合は約7割となっており、農業者の高齢化及び後継者不足が進行している。 農業者が減少していることから、野菜の作付け面積が減少し、穀類(ソバ)の作付けが増加、そして管理休耕地が増加している。また、ナシ園は、植付けから40年以上経過し、高樹齢化が進んでおり、生産性低下が見られるため、改植等が急務となっている。 さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が坂井北部丘陵地にも拡大しており、その対策が課題である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丘陵地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。さらには、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。
加戸地域の農地利用は、白ネギを生産する家族経営の認定農業者、春菊などを生産する家族経営の認定農業者、スイカなどを生産する5経営体や梨などを生産する4経営体などが担う。
池上地域の農地利用は、イチゴを生産する農企業3経営体、野菜種苗を生産する農企業1経営体、芝を生産する農企業1経営体、酪農を経営する2経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。
加戸、池上以外の嵩、平山、西谷などの地域の農地利用は、野菜種苗を生産する農企業2経営体、トマトを生産する家族経営の認定農業者1経営体、ベビーリーフを生産する農企業1経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	22経営体		36.85 ha		31.73 ha	
認農法	12経営体		36.23 ha		43.83 ha	
認就	5経営体		1.5 ha		3.46 ha	
到達	18経営体		76.09 ha		91.57 ha	
計	57経営体		150.7 ha		170.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 丘陵地農業支援センターが中心となり、管理休耕となっている農地の所有者に対し、意向調査を行い、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地をあっせんしていく。
○農地中間管理機構の活用方針 出し手あるいは受け手が農地中間管理事業を利用する意向がある場合は、積極的に事業を活用する。
○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また第三者継承を推進し、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生や農業系高校、さらには県立大学との人的繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。
○基盤整備への取組方針 農業水利施設のストックマネジメントによる長寿命化を推進する。 「多面的機能支払制度」の推進と制度を有効活用し、農業用施設の維持管理に取り組む。
○新規・特産化作物の導入方針 園芸タウンの形成や条件不利地での果樹作付推進により、効率的な生産基盤を整備し、所得向上を図る。
○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業活用や独自事業創出に向けた検討を行う。
○鳥獣被害防止対策の取組方針 園場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策の支援。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。
○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町川崎	平成25年7月5日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	66.61ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	66.61ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.80ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.80ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.88ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より多く、現状では担い手は十分に確保されているとはいえず、将来に向けた検討が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である認定農業法人1経営体、認定農業者1名が農地利用を担う。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		56.15 ha		58.03 ha	
認農	1経営体		8.58 ha		8.58 ha	
計	2経営体		64.73 ha		66.61 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取り組み、高付加価値を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町竹松	平成25年7月5日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.41ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.71ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.90ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.90ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織、認定農業法人1経営体が農地利用を担う。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		17.69 ha		17.69 ha	
認農法	1経営体		2.16 ha		2.16 ha	
計	2経営体		19.85 ha		19.85 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
令和8年度までに集落営農組織の法人化を目指す。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町水居	平成25年7月5日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.32ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.30ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現時点にて担い手は十分に確保されているといえる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		26.88 ha		26.88 ha	
計	1経営体		26.88 ha		26.88 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三里浜砂丘地	平成27年3月19日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	225.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	59.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
(備考)	

2 対象地区の課題

三里浜砂丘地は、令和元年度に5名が新規就農するなど就農希望者が多い地区であるが、他地域同様、農業者の高齢化及び後継者不足が課題である。 さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が三里浜砂丘地にも拡大しており、その対策が課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

砂丘地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。認定農業者はもちろん、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。
山岸地域の農地利用は、ニンジン等を生産する認定農業者1経営体や生産者グループ1経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者7経営体などが担う。
黒目地域の農地利用は、コカブやメロン等を生産する認定農業者3経営体、ミディトマト等を生産する認定新規就農者2経営体などが担う。
米納津地域の農地利用は、スイカやダイコン、コカブ等を生産する認定農業者5経営体、コカブ等を生産する1経営体などが担う。
下野地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。また、沖野々地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	21経営体		44.11 ha		55.91 ha	
認農法	2経営体		8.14 ha		10.54 ha	
認就	7経営体		4.75 ha		5.68 ha	
集	1経営体		3.8 ha		3.8 ha	
到達	16経営体		18.1 ha		19.62 ha	
計	47経営体		78.90 ha		95.55 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向 三里浜砂丘地農業支援センターが中心となり、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地を幹旋していく。
○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生との繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。
○産地形成 園芸タウンの形成により、効率的な生産基盤(リースハウス等)を整備し、所得向上を図る。
○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業を活用する。
○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策を行う。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。
○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町吉政	平成25年3月14日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.86ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.20ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.70ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが多く、担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の認定農業者2名が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		17.65 ha		17.65 ha	
認農法	1経営体		6.06 ha		6.06 ha	
計	3経営体		23.71 ha		23.71 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町高瀬地区	平成26年1月27日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22.34ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.28ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.48ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織、法人1経営体が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		9.08 ha		10.56 ha	
認農法	1経営体		11.78 ha		11.78 ha	
計	2経営体		20.86 ha		22.34 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町高柳	平成26年3月14日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.70ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.91ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.53ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.53ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも多いため、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である認定農業法人1経営体が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		11.26 ha		11.26 ha	
計	1人		11.26 ha		11.26 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町江留中	平成26年1月27日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.68ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29.68ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.62ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.62ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも多いため、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織、認定農業者1名が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		19.43 ha		19.43 ha	
認農法	1経営体		5.27 ha		5.27 ha	
計	2経営体		24.7 ha		24.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。
令和8年度までに集落営農組織の法人化を目指す。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町田端	平成26年1月27日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.98ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.96ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.77ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.10ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70歳以上で後継者未定の農業商社の耕作面積が、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも多いため、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織、法人1経営体が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		13.55 ha		13.55 ha	
認農法	1経営体		8.49 ha		8.59 ha	
計	2経営体		22.04 ha		22.14 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値を図る。
離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町木部東地区(木部東集落)	平成25年1月10日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	41.59ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.36ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.59ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.70ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地域の農地のほとんどは中心経営体に集積されている。また、70歳以上の農業者で後継者未定の農地について、中心経営体が引き受ける意向のある面積が上回っており、担い手は十分に確保されていると言える。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体が4経営体が担う

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体		30.3 ha		32 ha	
集	2経営体		9.5 ha		9.5 ha	
計	4経営体		39.8 ha		41.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。
農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町下関(館、小路、関中、安光)	平成25年3月14日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	89.34ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.34ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.00ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.50ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも多いため、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の集落営農組織3組織、認定農業者1名、法人1経営体が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	3経営体		56.69 ha		56.69 ha	
認農法	2経営体		10.16 ha		10.16 ha	
計	5経営体		66.85 ha		66.85 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町上兵庫地区(上兵庫集落)	平成25年3月14日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	159.30ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	106.36ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.82ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.35ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	28.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である、認定農業者5経営体、集落営農組織2組織及び新規就農者2経営体が担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	5経営体		55.3 ha		77.7 ha	
集	2経営体		48.1 ha		48.1 ha	
認就	2経営体		1.1 ha		6.7 ha	
計	3人		104.5 ha		132.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。
農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町定旨	平成25年7月5日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.60ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.60ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

現時点にて担い手は十分に確保されているといえる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の中心経営体である集落営農組織1組織が農地利用を担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		14.6 ha		14.6 ha	
計	1経営体		14.6 ha		14.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。
国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町上蔵地区(上蔵集落)	平成26年3月14日	令和5年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.81ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.50ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.20ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-
(備考)	

2 対象地区の課題

地域の農地の大半を個々の農家が経営している。今後も現状を維持しながら、営農を継続するか検討していく必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体		4.6 ha		4.6 ha	
到達	1経営体		4.3 ha		4.3 ha	
計	3経営体		8.9 ha		8.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値を図る。

農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。